

日米 FTA 交渉に反対する意見書

現在、WTO 農業交渉については、本年7月に開催されたラクイラ・サミットや9月に開催されたインドの非公式閣僚会合において、2010年中のドーハ・ラウンドの妥結を目指すこととされ、交渉の加速化が懸念される。

このような中で、世界最大級の農産物輸出国である米国との FTA についても論議がされているが、交渉が始まれば、平成19年の日米同盟に関する報告書において、「農業は、コメを含む全分野が交渉対象となる日米 FTA の中心部分になりうるし、ならなければならない。」とされていることから、これを除外して交渉を進めることにはならないと考える。

さらに、米国の主要な輸出品目である農畜産物は、本道農業の重要品目である米、小麦、砂糖、でん粉、牛肉、乳製品、豚肉などと競合しており、仮に日米 FTA が締結され、農畜産物の国境措置が撤廃された場合、日豪より競合する品目が多いことが予想されることから、より大きな影響を受けることが懸念される。

また、仮に、日米 FTA 交渉が開始され、関税が撤廃されると、大規模で専門的な農家が体制を占める本道農業が、日本国内で最も壊滅的な打撃を受け、その影響は、農業と密接に結びついている地域の関連産業にも及び、地域経済、社会が崩壊する危険性がある。

このようなことから、道内各地域や東京等で農家や関係者が集まり、日米 FTA に強く反対しているところである。

よって、国においては、我が国の農業の持続的な発展を図り、我が国の主要な食料供給地域である北海道の基幹産業である農業や関連産業の健全な発展を図るため、日米 FTA 交渉に入ることのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

名 寄 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣

外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣

宛